

第 3 回 下水道分野における ISO55001 適用ガイドライン検討委員会 議事概要 (案)

日 時：平成 25 年 12 月 16 日 10:00～12:00

場 所：AP 東京八重洲通り 12F G 会議室

出席者：

委員長	京都大学経営管理大学院教授	河野	広隆
委員	全国上下水道コンサルタント協会技術・研修委員会委員長	池田	信己
〃	日本下水道事業団事業統括部次長兼アセットマネジメント推進課長	植田	達博
〃	日本下水道管路管理業協会専務理事	酒井	憲司
〃	日本下水道施設管理業協会常務理事	佐藤	洋行
〃	京都大学経営管理大学院教授	澤井	克紀
〃	日本規格協会	千葉	祐介
〃	日本マネジメントシステム認証機関協議会(JACB) 幹事	蛭田	道夫
〃	日本適合性認定協会(JAB)	(代理出席)中川	梓
〃	日本下水道施設業協会専務理事	堀江	信之
特別委員	国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道機能復旧研究官	尾崎	正明
〃	国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長	高村	裕平
〃	仙台市建設局経営企画課経営戦略室室長	水谷	哲也
〃	水 ing 株式会社 O&M 営業統括 オペレーション推進室室長	北野	直明
特別出席	京都大学経営管理大学院経営研究センター長・教授	小林	潔司
事務局	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課		

概 要：

(1) 前回議事内容の確認

事務局から配付資料について説明が行われた。

(2) 試行認証の進捗状況

事務局から配付資料について説明が行われた。主な議事は以下のとおり。

(委員) 民間企業におけるトップマネジメントとは？

(事務局) 民間企業におけるトップとは社長。社長がトップで O&M 事業が展開される。詳細については、後ほどの議題にて説明する。

(委員) 試行認証では ISO55001 の要求事項に基づき証跡として文書を確認されているが、文書作成には負担多い。要求事項として文書化が求められているものは？

(事務局) 後ほど説明するが、資料 3-3 の 37 ページの解説に文書化が求められている情報を整理している。試行認証ではこの他に、内部・外部の課題など、文書化されていると推測される事項についても証跡を確認する。

(委員) 水 ing 社とアセットオーナーである福山市とのリスク分担は？

(事務局) 包括委託時に権限や責任分担が決定される。契約にて決められ、運用される。要求事項には ISO 規格によるもの以外に、法令や契約内容の遵守が含まれる。

(事務局) 参考資料 1-2 の「6.1AMS のためのリスク及び機会に対処する活動」に示すとおり、「委託仕様書」などを証跡として確認している。

(3) ISO55001 導入のポイント

事務局から配付資料のうち前半（資料 3-3 の p17 まで）と後半に分けて説明が行われた。主な議事は以下のとおり。

(委員) アセットマネジメントシステムが運用される範囲と認証範囲の関係は？

(事務局) 仙台市では、アセットマネジメントは処理場においても運用されているが、今回の試行認証ではまずは管渠を対象としている。水 ing 社の試行認証では本社と松永浄化センターを認証範囲としている。

(委員) ビルなどのメンテナンス業に対する ISO9001 などの認証範囲では、各ビルは一時サイト扱いとし、認証範囲に含まれないが ISO55001 では異なるのか？

(事務局) ビルほどの数はないため、建設業と同様の考えに基づきサイトも認証範囲に含める。自治体であれば資産であるので基本的には全ての施設を認証範囲とし、民間企業であれば委託等の対象となっている運営サービスを評価し、全サイトへの適用拡大を目指すことになる。

(委員) 適用範囲は根幹・源流の議論であるが、コモンロー（慣例に基づく英米の法体系）とシビルロー（法典を重視する仏独日などの法体系）で考え方が異なることに留意する必要がある。ISO55001 はコモンローに基づき作成されており、日本はシビルローの国である。

適用範囲を考える際には、管理責任がどこにあるのかが重要。過失責任や損害賠償は別として、日本では所有者に管理責任があるが、欧米では受託者に管理責任があり、その契約内容も異なる。このため、外資系企業が包括委託を行う場合、所有者の指示を聞き入れないというケースもあると聞いており、ガバナンスをどのように効かせるかが重要となる。

また、賠償責任や管理責任は、各サイトではなく会社全体が責任を負うものであり、本社組織を適用範囲に入れなければならない。他のサイトも含めてアセットマネジメントを運用する必要がある。特定のサイトのみを対象としたものではない。

アセットマネジメントでは情報開示も重要な事項。民間企業には企業秘密もあるが、内部監査では情報を全ての情報を開示しなければならない。日本はシビルローであるから、所有者に対してどこまで情報開示すべきかが課題である。

(委員) 適用範囲や情報開示の話は ISO の国際会議においても課題となっている。

(委員) 資料 3-3 の 16 ページに表 2.4 として点検・調査及び改築・修繕に関する目標（アウトカム及びアウトプット）の設定例が示されているが、アウトカムとアウトプットの達成期間が同じである。17 ページのように体系的に目標を設定する場合には、階層によって達成期間が異なるのではないかと？

(事務局) 16 ページではアウトカムとしての目標を達成するために必要とされる期間を例示しているが、右のアウトプットの欄の目標値は必要となる調査や事業量を年あたりで記載しており、達成期間は不要かもしれない。また階層によって目標を設定する場合には、それぞれの達成期間は異なるものとなる。

(委員) 資料 3-3 の 11 ページにある適用範囲の論点について、いかがか？

(事務局) これについては、事務局内でも議論している。管理者の立場として、①の管路部門を新たな認証範囲とする場合には変更審査が必要と考えている。② a の水処理施設と汚泥処理施設の維持管理については類似プロセスではなく、変更審査が必要と考えている。b の水処理方式が異なる場合については類似プロセスであり変更審査が必要ないと考えているが、引き続き議論の余地がある。

(委員) 資料 3-3 の 32 ページの不適合は、処理場の例においては法規制内であっても運転管理指標を

越えた場合には不適合、管路の道路陥没については、調査が実施された場合に調査指標内に収まる場合であっても事故発生時には不適合としている。

(事務局) 処理場の例については、手順書に基づいて不適合を判断することを意味している。ただし、これを不適合と呼ぶのか、不具合などと呼ぶのかは、事業者の判断に委ねられる。むしろ不適合等については記録し、評価し、改善していくこと自体が重要である。管路についても同様である。

(委員) 不適合とは、本来、アセットマネジメントやアセットマネジメントシステムに関するものでは？

(委員) 仙台市においても不適合について議論があった。マネジメントに関する不適合とアセットに関する不適合の2種類の不適合があるが、結局、アセットに関する不適合も含めることとした。ただし、33 ページに示しているように、日々の運転管理や市民からの苦情等で特定された道路陥没や施設の異常などを不具合、管理基準からの逸脱を軽微な不適合としている。国で策定するマニュアルでは不適合としか示せないが、日常の管理で発生するこれらを重大違反とすると全自治体でアセットマネジメントが運用できなくなるため、工夫が必要である。

(委員) アセットマネジメントやアセットマネジメントシステムに関するものが不適合であり、アセットに関する不適合を例示するかどうかについては、例示方法も含め検討する必要がある。

(委員) 資料 3-2 では AM 目標の設定の後にリスクマネジメントの順となっているが、逆ではないか？ ISO55002 では目標をつくる時にリスクを参考とすると示されている。

(事務局) リスクと目標は表裏一体と認識している。しかし、AM 目標のうち上位の目標については AM 方針を具現化したものとして設定され、下位の目標についてはリスクを考慮して設定されると考え、この順番とした。

(委員) AM 目標には上位、下位といった区分が定められていないことから、やはりリスクが先と考える。

(委員) ISO55001 のこの部分はテキストであり、順番は守るべきである。

(事務局) ご指摘を踏まえて順番については再検討する。

(委員) リスクにはレベルがあり、アセットマネジメントの目標を設定するときのリスクと、目標を達成するためリスクアセスメントで扱うリスクとでは異なる。

(事務局) 先日、イギリスでの ISO 会議に出席した際にもリスクについては相当議論になっている。やはりハイレベルのリスクと個別のリスクとでリスクを構築している。ハイレベルのリスクについては、異常気象なども含んでいる。

(事務局) 「6. 1AMS に関するリスクと機会の取扱い」にはハイレベルのリスクも含まれると考えると、「3. AMS の構築」へ入れた方がよいと考える。

(委員) ISO55001 では 1 章から 10 章までであるが、その順番は時系列でなく、相互関係を重視したものとなっている。このため、必ずしも要求事項の順に解説する必要はない。

(委員) 使う人の側に立てば、この流れはよいと考える。先の 6.1 項は「3. AMS の構築」へ入れて頂きたい。

(委員) 今回の資料では「AMS 関連支援要素」が最後 (12 番目) に解説されている。自治体としては大きな課題であり、マネジメントを維持していくためにももっと強調して欲しいので、工夫して頂きたい。

(事務局) すべてに関連する事項であり、強調する方向で工夫する。

(4) ISO55001 適用ユーザーズガイド (素案)

事務局から配付資料について説明が行われた。主な議事は以下のとおり。

(委員) 素案にはいくつか当社の例が示されているが、後ほど訂正事項を連絡するのでご対応願いたい。

(委員長) 仙台市さんも同様ですので、特定できないよう訂正して下さい。

(事務局) まだ素案として固まっていない部分が多々あるため、手戻りにならないよう、もう少し肉付けしたものを作成した上でご意見を賜りたいと考えている。

(委員) ユーザーズガイドの39ページの解説では、支援に関する要求事項(資源、力量、認識、コミュニケーション)について、「基本的な情報伝達のルールや教育、訓練等の仕組みがあれば概ね充足できるもので、アセットマネジメント個別の文書作成を求めているものではない。」と言い切っているが、アセットマネジメントシステムを構築する上で重要な部分であるので、丁寧な解説が必要である。

(事務局) 「2-3 アセットマネジメントシステムの構築」に支援の要素を取り込むことも考えられる。

(委員) その項目だけでは書ききれない部分がある。人的資源や資金等の提供が支援に入っていないとAM方針やAM目標が立てられない。書いてあればよいというものではない。

(委員) ISO55001の国際会議では、日本の現場を勘案し、日本での実施が難しい点については恥を忍んで反対し、要求事項を緩めたところもある。国内で頑張っ国際基準に早く追いつこうという姿勢で議論を進めてもらいたい。

(委員) ユーザーズガイドの冒頭には、導入のメリットを入れるべきである。

(事務局) 認証取得に関心を持っていただけるような書きぶりに改善したい。なお、ユーザーズガイドの事例として先進都市である仙台市の事例を掲載しているが、一方で最低限認証取得のために満たすべき要求事項の最低ラインも勘案してユーザーズガイドを作成し、認証を取得のインセンティブとなるような文書に改善したい。

(委員) コンサルタントとしては、トップマネジメント計画やコンセンサスの部分で支援が可能と考えている。なおこれまでに、改築・更新計画や長寿命化計画の策定、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」の発行などを行っているため、既存の計画・解説書に関しても触れて頂きたい。

(委員) ユーザーにも様々なレベルあるので、書き方に工夫が必要。一方で、海外も含めて、優れた取り組みについては追加していくとよい。

(事務局) 本委員会とは別の委員会の話となるが、現状では施設の整備計画となっている下水道法の事業計画について、ISO55001と整合のとれた計画に変えていきたいと考えている。民間企業がアセットマネジメントを進める中で、その都市での導入が可能であるかを判断できるように情報を開示する計画としたい。ISO55001認証との整合を図りながら検討を進めていきたいと考えている。具体には、下水道政策研究委員会にて来年6月を目途に審議を進めている。

(委員長) 是非、お願いしたい。

(5) 今後のスケジュール

事務局から配付資料に基づいて今後のスケジュールについて説明が行われた。

- 以上 -